

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大洗町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの不適切な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

大洗町長

公表日

令和7年10月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法及び関係法令並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者の資格管理に関する事務 ②保険給付に関する事務 ③保険税の賦課・徴収に関する事務 ④保健事業に関する事務 ⑤オンライン資格確認等システムに関する事務 ⑥公金受取口座情報の取得に関する事務 ⑦上記事務に関するその他の事務 <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報を紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険(賦課)システム ・被保険者マスタ作成システム ・国保滞納対策システム ・統合宛名システム ・次期国保総合システムおよび国保情報集約システム ・国民健康保険(資格)システム ・特別徴収管理システム ・健康管理システム ・中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
<ul style="list-style-type: none"> ・所得・資産情報ファイル ・国保資格ファイル ・国保滞納者情報ファイル ・健康管理情報ファイル ・減免・軽減申請情報ファイル ・国保特別徴収対象者情報ファイル ・国保負担区分ファイル ・宛名情報ファイル ・資格情報(個人)ファイル 	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項別表の24、44の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <p><選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 表の48、69、70、71、160の項 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の2、3、6、13、27、38、42、48、49、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、158、161、164、165、166、173の項 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項 (公金受取口座情報取得に関する事務) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	住民課
②所属長の役職名	住民課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	大洗町役場 総務課 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881番地の275 029-267-5111
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	大洗町役場 住民課 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881番地の275 029-267-5111
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2) 又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業		[<input checked="" type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない]
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠		<ul style="list-style-type: none"> ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。
9. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/> 自己点検]	[<input type="checkbox"/> 内部監査] [<input type="checkbox"/> 外部監査]
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[<input checked="" type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する]
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 	
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証やパスワードによる認証によって限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。</p> <p>また、特定個人情報を含む申請書等の書類は、施錠できる書棚に保管することを徹底している。</p>	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月30日	新様式へ変更			事後	
令和3年6月18日	情報連携にかかる法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8条	事後	
令和3年6月18日	所属長の氏名	本城 正幸	五上 裕啓	事後	
令和7年10月30日	公表日	平成33年12月6日	令和7年10月30日	事後	
令和7年10月30日	I 1②事務の概要	<p>地方税法等の規定又は国民健康保険法等の規定及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務を取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者の資格管理に関する業務 ②被保険者証等に関する事務 ③一部負担金の算定に関する事務 ④保険給付の支給に関する事務 ⑤保険税の賦課・徴収に関する事務 ⑥医療費適正化に関する事務 ⑦保健事業に関する事務 	<p>国民健康保険法及び関係法令並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者の資格管理に関する事務 ②保険給付に関する事務 ③保険税の賦課・徴収に関する事務 ④保健事業に関する事務 ⑤オンライン資格確認等システムに関する事務 ⑥公金受取口座情報の取得に関する事務 ⑦上記事務に関するその他の事務 <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報をを利用するため、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報をを利用するため、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。 	事後	
令和7年10月30日	I 1③システム名称	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険(賦課)システム ・国民健康保険(資格)システム ・被保険者マスタ作成システム ・特別徴収管理システム ・国保満納対策システム ・健康管理システム ・統合宛名システム ・中間サーバー・ソフトウェア ・国保情報集約システム 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険(賦課)システム ・国民健康保険(資格)システム ・被保険者マスタ作成システム ・特別徴収管理システム ・国保満納対策システム ・健康管理システム ・統合宛名システム ・中間サーバー・ソフトウェア ・次期国保総合システムおよび国保情報集約システム 	事後	
令和7年10月30日	I 3法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項(利用範囲)別表第一の第16、30項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16、24条</p>	<p>・番号法第9条第1項 別表24、44の項 ・番号法第9条第2項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	

